

八尾市特別職報酬等審議会 追加資料

平成28年11月24日

総務部職員課

八尾市特別職報酬等審議会追加資料

追加資料9	府内各市の特別職の報酬等における減額の状況	1
追加資料10	全国施行時特例市の特別職の報酬等における減額の状況	2
追加資料11	民間企業の役員報酬との比較	3
追加資料12	八尾市議会に関する資料	4

府内各市の特別職の報酬等における減額状況

※平成28年4月1日時点

追加資料9

市名	区分	実施中の減額措置						
		市長	副市長	教育長	常勤監査委員	議長	副議長	議員
1 東大阪市	中核市	-	-	-	-	-	-	-
2 枚方市		給料月額を20%減額(現市長の任期中(H27.9.23~))	-	-	-	H24.4.1~当分の間、報酬月額を6%相当額を減額	同左	同左
3 豊中市		-	-	-	-	-	-	-
4 高槻市		H27.8.1~H31.4.30の間給料月額を10%減額	同左	同左	同左	-	-	-
5 吹田市	施行時特例市	-	-	-	-	-	-	-
6 茨木市		H26/6/1~H28/4/17の間、退職手当を50%減額	同左	同左	同左	-	-	-
7 八尾市		-	-	-	-	-	-	-
8 寝屋川市		平成27年10月1日から市長任期満了日まで、給料月額を50,000円減額	平成27年10月1日から市長任期満了日まで、給料月額を45,000円減額	平成27年10月1日から市長任期満了日まで、給料月額を40,000円減額	-	-	-	-
9 岸和田市		H22.4.1から当分の間、給料月額を10%減額	同左	同左	-	-	-	-
10 和泉市	上記以外の市	H28.4.1~H30.3.31の間、給料10%減額。期末手当は適用なし。また、現在の市長に関しては退職手当は支給しない。	H28.4.1~H30.3.31の間、給料6%減額。期末手当は適用なし。また、現在の市長に選任された副市長に関しては退職手当は支給しない。	H28.4.1~H30.3.31の間、給料6%減額。期末手当は適用なし。また、現在の市長に選任された教育長に関しては退職手当は支給しない。	-	-	-	-
11 守口市		期間:H24.4.27~現市長在任中 内容:給料月額を22%減額(地域手当及び期末手当算出の基礎額も減額後の額を適用)。 退職手当の支給率を50%減額。	期間:H24.4.27~現市長在任中 内容:給料月額を11%減額(地域手当及び期末手当算出の基礎額も減額後の額を適用)。 退職手当の支給率を50%減額。	同左	-	-	-	-
12 箕面市		H27.4.1~H28.8.26の間、給料月額を17%減額	H27.4.1~H28.8.26の間、給料月額を10%減額	H24.4.1~H28.8.26の間、給料月額を6%減額	-	H25.1.1~任期満了の間、給料月額を6%減額	同左	同左
13 門真市		H20.4.1~当分の間、給料月額を25%減額 任期中の退職手当100%減額	H20.4.1~当分の間、給料月額を20%減額 任期中の退職手当40%減額	H20.4.1~当分の間、給料月額を15%減額 任期中の退職手当30%減額	-	H21.4.1~当分の間、報酬月額を10%減額	同左	同左
14 大東市		-	-	-	-	-	-	-
15 松原市		H27.4.1~H29.5.31の間、給料月額を10%減額	H27.4.1~H29.5.31の間、給料月額を5%減額	同左	-	-	-	-
16 富田林市		H28.3.1~H28.5.31の間、給料月額を20%減額	H28.3.1~H28.5.31の間、給料月額を10%減額	-	-	-	-	-
17 羽曳野市		H25.1.1~H29.3.31 給料月額(地域手当も連動)を25%減額 現任期に係る退職手当を50%減額	H17.7.1~H29.3.31 給料月額(地域手当も連動)を8%減額 現任期に係る退職手当を25%減額	同左	-	-	-	-
18 河内長野市		H24.10.1~H28.8.2の間、給与月額を15%減額	H24.10.1~H28.8.2の間、給与月額を10%減額	同左	-	-	-	-
19 池田市		H28.4.1~H29.3.31の間、給料月額を20%減額	H28.4.1~H29.3.31の間、給料月額を10%減額	同左	-	-	-	-
20 泉佐野市		H23.6.1~H32.3.31の間、給料月額を40%減額	H23.6.1~H32.3.31の間、給料月額を35%減額	H23.6.1~H32.3.31の間、給料月額を30%減額	-	H27.4.1~H30.5.23の間、報酬月額を10%減額	同左	同左
21 貝塚市		H24.1.1~当分の間、給料月額を15%減額 H17.4.1~当分の間、退職手当を40%減額	同左	同左	-	-	-	-
22 摂津市		-	-	-	-	-	-	-
23 交野市		-	-	-	-	-	-	-
24 泉大津市		H24.11.1~H28.9.30の間、給料月額を10%減額	同左	H24.11.1~H28.9.30の間、給料月額を8%減額	-	-	-	-
25 柏原市		H25.8.1~H29.3.10(現市長任期中)、本給30%減額、退職手当50%減額	H26.5.1~H29.3.10(現市長任期中)、本給8%減額、退職手当8%減額	同左	-	H28.4.1~H29.3.31、50,000円減額	同左	同左
26 藤井寺市		H28.4.1~H31.4.30の間、給料月額を5%減額	同左	同左	-	H20.10.1~当分の間、報酬月額を30,000円減額	同左	同左
27 泉南市		H24.4.1~H29.3.31の間、給料月額を10%減額	H24.4.1~H29.3.31の間、給料月額を9%減額	H24.4.1~H29.3.31の間、給料月額を6%減額	-	H25.7.1~H28.10.27の間、報酬月額を6%減額	同左	同左
28 大阪狭山市		H28.5.1より当分の間、地域手当を11%に減額	同左	同左	-	-	-	-
29 高石市		-	-	-	-	-	-	-
30 阪南市		H27.4.1~H28.10.31の間、給料月額を5%減額	同左	同左	-	-	-	-
31 四條畷市	H25.4.1~当分の間、給料月額を30%減額、退職手当を50%減額	H26.4.1~当分の間、給料月額を20%減額、退職手当を30%減額	同左	-	-	-	-	

全国施行時特例市の特別職の報酬等における減額の状況

※平成28年4月1日時点

追加資料10

都道府県	市名	実施中の減額措置							
		市長	副市長	教育長	常勤監査委員	議長	副議長	議員	
1	埼玉県	川口市	H15年度から当分の間、給料月額を6%減額	同左	同左	同左	-	-	-
2	愛知県	一宮市	-	-	-	-	-	-	-
3	大阪府	吹田市	-	-	-	-	-	-	-
4	埼玉県	所沢市	-	-	-	-	-	-	-
5	三重県	四日市市	-	-	-	-	-	-	-
6	愛知県	春日井市	-	-	-	-	-	-	-
7	兵庫県	明石市	H27.5.1～H31.4.30の間、給料月額を30%減額	H27.5.1～H31.4.30の間、給料月額を16%減額	-	-	-	-	-
8	大阪府	茨木市	H26/6/1～H28/4/17の間、退職手当を50%減額	同左	同左	同左	-	-	-
9	新潟県	長岡市	-	-	-	-	-	-	-
10	茨城県	水戸市	H27.8.1から次の市長選挙の当選人に係る任期の起算日の前日までの間、給料月額を20%減額	H17.4.1～H32.3.31の間、給料月額を3%減額	H17.4.1～H32.3.31の間、給料月額を2%減額	同左	-	-	-
11	大阪府	八尾市	-	-	-	-	-	-	-
12	兵庫県	加古川市	H27.1.1～H30.7.8の間、改定前給料月額を20%減額	-	-	-	-	-	-
13	福井県	福井市	-	-	-	-	-	-	-
14	神奈川県	平塚市	H27.10.1～H31.4.29の間、給料月額を10%減額(H28.4.1～H29.3.31は特別に15%の減額とする)	H27.10.1～H31.4.29の間、給料月額を7%減額(H28.4.1～H29.3.31は特別に10%の減額とする)	H27.10.1～H28.9.30の間、給料月額を5%減額(H28.4.1～H28.9.30(任期満了)は特別に7%の減額とする)	H27.10.1～H29.12.19の間、給料月額を5%減額(H28.4.1～H29.3.31は特別に7%の減額とする)	-	-	-
15	静岡県	富士市	-	-	-	-	-	-	-
16	山形県	山形市	-	-	-	-	-	-	-
17	神奈川県	茅ヶ崎市	-	-	-	-	-	-	-
18	長野県	松本市	-	-	-	-	-	-	-
19	埼玉県	草加市	H27.1.1～H30.12.11の間、給料月額を20%減額	H27.1.1～H30.12.31の間、給料月額を10%減額	H27.1.1～H30.12.31の間、給料月額を5%減額	-	-	-	-
20	大阪府	寝屋川市	平成27年10月1日から市長任期満了日まで、給料月額の50,000円減額	平成27年10月1日から市長任期満了日まで、給料月額の45,000円減額	平成27年10月1日から市長任期満了日まで、給料月額の40,000円減額	-	-	-	-
21	埼玉県	春日部市	-	-	-	-	-	-	-
22	青森県	八戸市	H26.4.1～H30.3.31まで、給料月額を10%減額	同左	H26.4.1～H30.3.31まで、給料月額を8%減額	同左	-	-	-
23	神奈川県	大和市	-	-	-	-	-	-	-
24	佐賀県	佐賀市	H26.1.1～H29.10.22の間、給料月額を10%減額	同左	同左	同左	-	-	-
25	兵庫県	宝塚市	H28.4.1～H31.3.31の間、給料月額を10%減額及び期末手当の役職加算を50%減額 ・地域手当を人事院勧告では15%のところ、14%に抑制	H28.4.1～H31.3.31の間、給料月額を7%減額及び期末手当の役職加算を50%減額 ・地域手当を人事院勧告では15%のところ、14%に抑制	H28.4.1～H31.3.31の間、給料月額を5%減額及び期末手当の役職加算を50%減額 ・地域手当を人事院勧告では15%のところ、14%に抑制	-	-	-	-
26	神奈川県	厚木市	H27.4.1～H31.2.22まで給料月額を30%減額	H27.4.1～H31.2.22まで給料月額を13%減額	H27.4.1～H31.2.22まで給料月額を7%減額	-	-	-	-
27	茨城県	つくば市	H25.1.1～H28.11.16の間、給料月額を50%減額	-	H25.4.1～H28.12.24の間、給料月額を10%減額	-	-	-	-
3	群馬県	太田市	-	-	-	-	-	-	-
4	群馬県	伊勢崎市	-	-	-	-	-	-	-
5	鳥根県	松江市	H25.4.1～H29.3.31の間、給料月額を5%減額	同左	同左	-	-	-	-
2	静岡県	沼津市	-	-	-	-	-	-	-
32	埼玉県	熊谷市	-	-	-	-	-	-	-
33	大阪府	岸和田市	H22.4.1から当分の間、給料月額を10%減額	同左	同左	-	-	-	-
34	新潟県	上越市	現市長任期中、給料月額を10%減額	同左	-	-	-	-	-
35	神奈川県	小田原市	H26.4.1～H28.5.23の間、給与月額を20%減額	H26.4.1～H28.5.23の間、給与月額を15%減額	H26.4.1～H28.5.23の間、給与月額を10%減額	-	-	-	-
36	山梨県	甲府市	H20.4.1～H29.3.31の間、給料月額を10%減額	同左	同左	同左	-	-	-
37	鳥取県	鳥取市	-	-	-	-	-	-	-

民間企業の役員報酬との比較

平成27年民間における主な役職の年間報酬額

(平成28年民間企業における役員報酬(給与)調査)

役職	企業規模			
	全規模	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満
副社長	42,772千円	59,661千円	34,396千円	29,705千円
専務取締役	32,317千円	43,967千円	29,724千円	25,231千円
常務取締役	25,352千円	33,318千円	24,880千円	20,761千円
取締役	20,245千円	28,414千円	19,669千円	18,527千円

(注)1 役員数5人以上の企業において副社長、専務取締役、常務取締役、取締役の役職に就いている全役員(調査実人員2,849人)について集計した。

2. 年間報酬額には、平成27年中に支給された賞与を含む。

(出典) 人事院『平成28年人事院勤告 参考資料 3 役員報酬関係』

平成27年八尾市における常勤特別職職員の年間給与額

役職	年間給与額
市長	18,931千円
副市長	16,307千円
教育長	14,433千円
常勤監査委員	10,122千円

・平成27年中における給料・地域手当・期末手当の合計額。

・任期満了等がなく1年間在職したものとした場合の額。

1 八尾市議会議員

28人

※男性22人、女性6人、平均年齢56.6歳（平成28年6月1日現在）

2 議員定数の推移

昭和62年5月～ 34人

平成19年5月～ 32人

平成23年5月～ 28人

※平成23年5月の地方自治法改正により法定上限数（38人）は撤廃されている。

3 議員報酬の推移（過去2回分）

(円)

施行日	議員	議長	副議長
平成3年10月1日～	560,000	640,000	600,000
平成7年7月1日～	610,000	700,000	650,000

※平成20年の地方自治法改正に伴い「報酬」から「議員報酬」に改正された。

※退職金や年金制度はない。健康保険は国民健康保険などに各自加入する必要がある。

4 定例会及び臨時会の会期日数（平成27年）

141日

※3月定例会（30日）、5月臨時会（1日）、6月定例会（33日）、9月定例会（51日）、12月定例会（26日）

5 議決等の件数（平成27年）

157件

※条例、予算、請願、選挙・選任など

6 市議会議員の主な活動

(1) 議会活動

法令で定められた会議や議会で決定された事業への公務出席

①地方自治法に定める会議への出席

本会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会）

②会議規則に定める会議への出席

常任委員協議会、議会運営委員協議会、各派代表者会議、議会だより編集委員会、幹事長会議、予算決算常任委員会理事会、全員協議会など

③他都市への行政視察

委員会の委員として調査が必要な場合は他都市を視察する。

④議員研修会への参加

※議長、副議長の職務の具体例

【議長】

- ・本会議、各派代表者会議、幹事長会議、意見書調整会議等の諸会議を主宰して運営すること。
- ・各常任委員会や議会運営委員会の運営状況を把握するために会議に出席すること。
- ・八尾市や公益法人、協力団体が主催する総会等に議会を代表して出席して挨拶等を行うこと。
（成人式、総合防災訓練、文化の日の式典等）
- ・市議会事務局職員を指揮監督すること。
- ・執行部から市政に関する報告を聴取し各議員に情報提供すること。
- ・他市から行政視察に来市した議員へ対応すること。
- ・八尾市の姉妹都市提携協会名誉顧問や市民憲章推進協議会顧問など、市の各種団体の役員を務めること。
- ・大阪府市議会議長会、大阪府中部市議会議長会、近畿市議会議長会、全国市議会議長会等の加盟団体の会議に出席すること。
- ※現在は全国市議会議長会の地方財政委員会委員長として全国会議に出席している。

【副議長】

- ・上記記載の議長の職務について議長不在時に議長の代理を務めること。
- ・各常任委員会や議会運営委員会の運営状況を把握するために、会議に出席すること。
- ・執行部から市政に関する報告を聴取し各議員に情報提供すること。
- ・大阪府市議会議長会、大阪府中部市議会議長会に出席すること。
- ・予算決算常任委員会及び議会だより編集委員会の委員長

(2) 議員活動

「議会活動」を深化・充実させるための活動

①議案の研究、政策研究、一般質問の作成

②会派や議員個人による調査研究活動

（勉強会、現地視察、市民意見の聴取、議会報告等）

③市民相談を通じた市民意見の聴取

④都市計画審議会委員など市の審議会の委員としての活動

⑤一部事務組合や広域連合など府下の組合議会への出席

⑥議会選出監査委員としての役割

⑦市の公式行事への出席 など

7 本会議、常任委員会、議会運営委員会等（平成27年）

名称	構成員	開催日数
(1)本会議	全議員	18日
(2)常任委員会	総務常任委員会（7人） 建設産業常任委員会（7人） 文教常任委員会（7人） 保健福祉常任委員会（7人） 予算決算常任委員会（27人。議長を除く全議員。4つの分科会の構成は上記の4つの常任委員会委員と同じ。）	52日
(3)議会運営委員会	正副委員長、各会派代表者、正副議長（10人）	16日
(4)特別委員会	【近年の設置例】 ・大規模自然災害発生時の議会の役割を調査する特別委員会（H24.6～H26.3、19回実施） ・広域廃棄物処理調査特別委員会（H25.3～H26.12、10回実施）	0日

8 その他の会議（平成27年）

※地方自治法第100条第12項の規定に基づき、会議規則に規定する公的な会議

名称	目的	構成員	開催日数
(1)委員協議会 ※	委員会（議会運営委員会を除く。）の運営及び所管事項について、協議及び調整を行うこと。	委員会の委員	25日
(2)正副委員長事前協議 ※	提出議案等について説明を受けるとともに、提出資料の確認を行い、審議要領について協議を行うこと。	正副委員長	25日
(3)予算決算常任委員会理事会	予算決算常任委員会の運営に関する事項について協議及び調整を行うこと。	予算決算常任委員会 正副委員長 及び各幹事長	10日
(4)議会運営委員協議会	議会議案の審査又は議会の運営に関し協議及び調整を行うことにより、委員会の円滑な運営に資すること。	議会運営委員 及び正副議長	15日

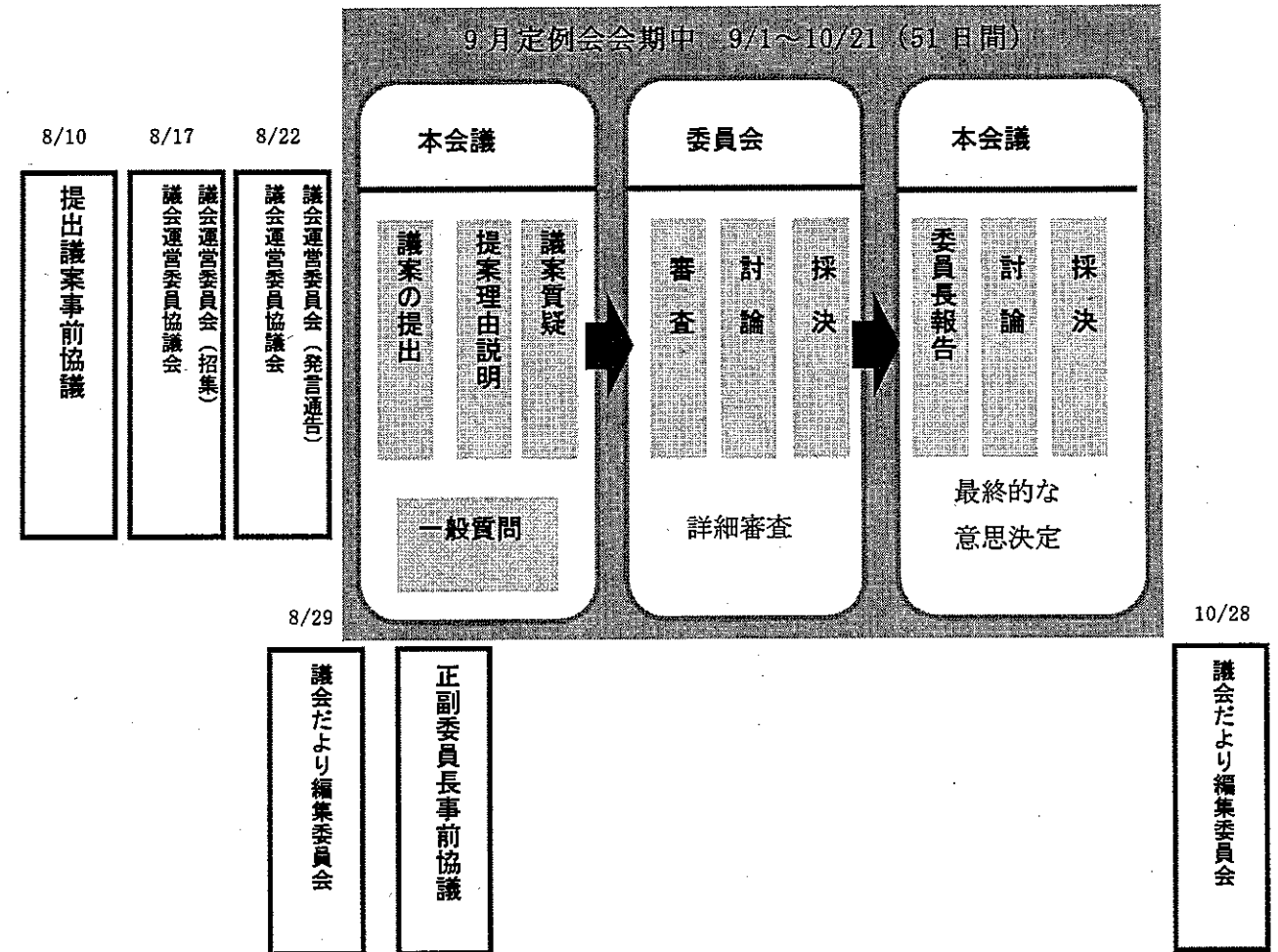
名称	目的	構成員	開催日数
(5)提出議案事前協議	市長提出議案について執行部からその内容等の説明を受けるとともに、提出資料の確認を行い、議案の審議要領について協議を行うことにより、議会の円滑な運営に資すること。	議会運営委員会 正副委員長 及び正副議長	7日
(6)各派代表者会議	会派間の意見調整その他議会運営上必要と認める事項を協議・調整し、議会の円滑な運営に資すること。	正副議長 及び各派代表者	21日
(7)幹事長会議	議会運営上、各幹事長による調整が必要な事項について、協議及び調整を行うことにより、議会の円滑な運営に資すること。	正副議長 及び各幹事長	5日
(8)意見書調整会議	意見書・決議についてあらかじめ協議を行い、議会議案の円滑な提案に資すること。	正副議長 及び各幹事長	4日
(9)全員協議会	議員の一身に係る事項や極めて重要な事項について協議するとともに当該事項について議員全員に周知を図る等、議会の円滑な運営に資すること。	全議員	1日
(10)臨時会運営会議	選挙後初めての会議の運営に関し協議及び調整を行い、会議の円滑な運営に資すること。	各派代表者	2日
(11)議会だより編集委員会	市議会だよりの編集及び発行に関し、協議又は調整を行うこと。	議会だより編集委員	14日
(12)八尾市議会災害対策会議	大規模自然災害が発生し、八尾市災害対策本部が設置された際に、議会が議事機関として執行機関による災害対応を支援し、議員及び議会が迅速かつ適切な対応を行うことができるよう協議又は調整を行うこと。	正副議長 及び各派代表者	0日

※(1)(2)については、4常任委員会ごとにそれぞれ開催している。

9 定例会の会期中の日程 平成28年9月定例会の例（会期51日）

月	日	曜日	会議	
9	1	木	本会議（第1日：当初議案上程／一般質問） ※開会前に「防災・河内音頭まつり議会」を開催した。	
	2	金	本会議（第2日：一般質問）	
	3~6	土~火	休会	
	7	水	文教常任委員会、文教常任委員協議会	
	8	木	休会	
	9	金	予算決算常任委員会（保健福祉分科会）、保健福祉常任委員協議会	
	10~11	土~日	休会	
	12	月	建設産業常任委員会、建設産業常任委員協議会	
	13	火	休会	
	14	水	総務常任委員会、総務常任委員協議会 予算決算常任委員会（総務分科会）	
	15	木	休会	
	16	金	議会運営委員会	
	17~19	土~月	休会	
	20	火	予算決算常任委員会（理事会）	
	21	水	予算決算常任委員会（全体会／予算議案採決）	
	22~25	木~日	休会	
	26	月	意見書調整会議 幹事長会議	
	27	火	議会運営委員会 各派代表者会議	
	28	水	本会議（第3日：当初議案採決／決算議案上程） 予算決算常任委員会（全体会／決算議案説明等） 議会だより編集委員会	
	29	木	保健福祉常任委員会（所管事務調査）	
	30~	金~	休会	
	10	10	月	休会
		11	火	予算決算常任委員会（建設産業分科会）
		12	水	予算決算常任委員会（文教分科会）
		13	木	予算決算常任委員会（保健福祉分科会）
		14	金	予算決算常任委員会（総務分科会）
		15~16	土~日	休会
		17	月	予算決算常任委員会（理事会）
	18	火	文教常任委員会（所管事務調査）	
19	水	予算決算常任委員会（全体会／決算議案採決） 建設産業常任委員会（所管事務調査）		
20	木	議会運営委員会 各派代表者会議		
21	金	本会議（第4日：決算議案採決）		

10 定例会の会期前後の流れ 平成28年9月定例会の例



11 八尾市議会の「議会改革」の取り組み

※別冊『八尾市議会 議会改革の取り組み』参照

(1) 本会議関係

専門的知見の活用(※1)	平成19、24年度
一般質問での「一問一答」方式の導入	平成20年度～
本会議場に質問席を設置	平成23年6月～

(2) 委員会関係

常任委員会の「所管事務調査」の開始	平成23年9月～
常任委員会・特別委員会に参考人招致(※2)	平成24年度
予算決算常任委員会の設置	平成26年12月

(3) その他

会派控室に公用ノートパソコンの設置	平成20年度決定
-------------------	----------

議員厚生会の公費負担の見直しについて決定	平成 21 年 11 月～
視察時等のグリーン車使用の自粛	平成 22 年 1 月決定
地方議会議員の位置づけの明確化を求める意見書の提出	平成 22 年 3 月
インターネットによる録画映像配信	平成 22 年 9 月～
「市議会だより」の誌面刷新(採決態度・個人名等の掲載)	平成 24 年 1 月～
大阪経済法科大学と地域連携に関する覚書の締結 ・ 市民モニター制度(試行実施・学生に傍聴依頼) ・ 市議会事務局職員と学生との交流会ならびにインターンシップ学生の受け入れ	平成 25 年 2 月～
ペーパーレス化の推進 ・ iPad を活用した議案書・予算書・決算書(参考資料を含む)の電子化 ・ 会議録の減冊 ・ 過去の会議録のデジタル化とクラウドでのアーカイブ化	平成 24 年度決定 (iPad は平成 26 年 6 月定例会から導入) (会議録のデジタル化は平成 25 年度から実施中)
「八尾まめっこ議会 2013」開催	平成 25 年 5 月
議員研修会の開催(※ 3)	平成 23、25～28 年度
「八尾河内音頭まつり議会」開催	平成 25、26 年度
八尾市議会における大規模自然災害発生時の対応要領策定 八尾市議会災害対策会議の設置	平成 26 年 2 月
18 歳の選択「やお未来議会 2016」開催	平成 28 年 2 月
防災・河内音頭まつり議会の開催	平成 28 年 9 月

(※ 1) 平成 19 年度

「政務調査費の収支報告書に領収書の添付を義務付けるよう、関係規定の調査及び具体的な使途基準についての調査を依頼」(公認会計士・緒方隆史氏、弁護士・重宗次郎氏、関西学院大学法科大学院教授・曾和俊文氏)

平成 24 年度

「本市が災害対策本部を設置した場合に市議会及びその補佐を行う市議会事務局の役割についての調査を依頼」(近畿大学法学部教授・辻陽氏)

(※ 2) 平成 24 年度

建設産業常任委員会と大規模自然災害発生時の議会の役割を調査する特別委員会に参考人を招聘

(※ 3) 平成 23 年度

「議会改革の現状について」明治大学政治経済学部教授・牛山久仁彦氏

平成 25 年度

「地方議会の現状と課題・二元代表制における議会監視機能について」
元全国都道府県議会議長会議調査部長・野村稔氏

平成 26 年度

「子ども・子育て支援新制度の全体像と八尾市の対応について」子ども政策課

平成 27 年度

「市民の代弁者としてどう語るのか～いま期待される議員の対話力と発言力～」

京都造形芸術大学教授・本間正人氏

平成 28 年度

「議会力強化を目指して～予算決算審査のポイントと課題～」

元廿日市市副市長・川本達志氏、

「中核市移行における勉強会」中核市移行準備プロジェクトチーム、

「質問力の向上から議会力へ」龍谷大学政策学部教授・土山希美枝氏、

〈予定〉「議会の活性化と質問力の向上」(株)地方議会総合研究所 所長 廣瀬和彦氏

1 2 八尾市議会の「議会改革」に対する視察受け入れ状況

(平成 28 年度実績・1 月以降は予定)

日時	来訪市議会		人数	視察事項
7/15	兵庫県稲美町	議会運営委員会	10	議員の災害時の対応、議会の IT 化
7/26	愛知県小牧市	議会改革特別委員会	9	大規模自然災害発生時の市議会の対応、タブレットの活用
8/3	島根県雲南市	議会運営委員会	10	大規模自然災害発生時の市議会の対応
8/5	三重県亀山市	議会運営委員会	7	大規模自然災害発生時の市議会の対応、代表質問の運用、予算決算常任委員会の現状
8/18	鹿児島県出水市	議会運営委員会	9	議会運営、予算決算常任委員会
8/23	大分県国東市	議会運営委員会	8	予算決算常任委員会、タブレットの活用
10/4	岐阜県多治見市	議会運営委員会	10	予算決算常任委員会
10/5	山口県周南市	議会運営委員会	11	大規模自然災害発生時の市議会の対応
10/6	熊本県玉名市	総務常任委員会	9	大規模自然災害発生時の市議会の対応
10/27	熊本県芦北町	総務常任委員会	7	災害時の情報整理に関する体制について、防災・河内音頭まつり議会について
10/31	京都府宮津市	議会活性化特別委員会	11	所管事務調査、予算決算常任委員会、災害時の議会の体制、タブレット
11/1	東京都町田市	議会運営委員会	15	所管事務調査、大規模自然災害発生時の市議会の対応、代表質問、タブレット
11/2	香川県善通寺市	議会運営委員会	8	大規模自然災害発生時の市議会の対応、議会インターネット中継
11/2	高知県高知市	公明党	1	委員会の機能強化について
11/9	北海道釧路市	市民連合議員団	6	大規模自然災害発生時の市議会の対応
11/15	埼玉県東松山市	議会運営委員会	10	予算決算常任委員会、所管事務調査、タブレット
1/11	鹿児島県垂水市	議会運営委員会	7	大規模自然災害発生時の市議会の対応
1/23	福井県越前市	議会運営委員会	11	予算決算常任委員会、タブレット
1/24	群馬県藤岡市	議会運営委員会	11	議会改革について
1/25	千葉県浦安市	議会運営委員会	12	大規模自然災害発生時の市議会の対応
1/30	大分県日田市	議会運営委員会	12	議会改革について
2/9	千葉県船橋市	議会運営委員会	19	議会改革全般、特に予算決算常任委員会

※ 2 2 市町議会、2 1 3 人の議員が視察に来訪(予定含む)